平成２８年（フ）第４０９号
札幌市東区北38条東７丁目２番30号　ハイツ泰和５号
債務者　松本　　隆
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１９号
札幌市中央区北６条西25丁目４番１―507号
債務者　室谷　隆行
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２７号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目６番43―202号
債務者　高橋　早苗
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３４号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目14番５号　ＡＭＳ新札幌Ⅰ―102号
債務者　平内　裕也
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４号
山形県酒田市浜田２丁目９番４号
債務者　安齊　政勝
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第３１号
茨城県東茨城郡大洗町桜道265番地　トチハイツＢ棟101号室
債務者　小林美友紀
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４０号
茨城県那珂郡東海村大字村松3162番地
債務者　前田　裕子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６９号
茨城県常陸太田市山下町1723番地の６
債務者　根岸　清秀（旧姓鴨志田）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５７号
群馬県伊勢崎市昭和町4142番地
債務者　西田　　忍（旧姓荒木・井上）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１号
埼玉県秩父市道生町11番７号　ハイツウチダ１号棟７号室
債務者　加藤　雅子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第２号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野485番地１　大塚アパート
債務者　萩原　　仁
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
千葉市若葉区千城台南４丁目３番３棟202号
債務者　浅沼真由美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新田乙496番地５
債務者　斎藤　初子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１３１号
京都市下京区高辻通烏丸東入因幡堂町661番地　サンシティー烏丸高辻705
債務者　山田　律子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
京都市中京区西洞院通錦小路下る蟷螂山町464番地１　アパガーデンスクエア四条烏丸206号
債務者　木村志津花
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２７号
京都市西京区桂池尻町３番地19
債務者　向山　哲成
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
京都市西京区嵐山茶尻町32番地　コーポ嵐山1212
債務者　北村　隆三
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係